

障害者自立支援法関連ニュース

改正障害者自立支援法が成立- 難病患者をサービス対象に

難病患者を障害福祉サービスの対象に加えることを盛り込んだ改正障害者自立支援法が20日の参院本会議で、賛成多数で可決、成立した。名称を「障害者総合支援法」に変更している。

また、障害福祉サービスの類型を改め、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一本化。グループホームのサービス内容には、入浴・排泄・食事の介護を加える。さらに、重度訪問介護の対象者を現行の「重度の肢体不自由者」に加え、知的障害者や精神障害者にも拡大。事業者指定の欠格要件として、労働基準法などに違反して罰金刑となった場合を追加する。

施行日は2013年4月1日で、グループホームとケアホームの一本化、重度訪問介護の対象拡大については14年4月1日。【外川慎一郎】

（2012年06月20日 18:46 キャリアブレイン）

障害者2法案20日成立 自立支援改正と優先調達

共同通信社 6月20日(水) 配信

障害福祉サービスの対象に新たに政令で定める難病患者を加える障害者自立支援法改正案は19日の参院厚生労働委員会で、民主、自民、公明3党の賛成多数により可決した。障害者が働く施設から優先的に商品を買うよう国などに求める障害者優先調達推進法案は全会一致で可決。いずれも20日の参院本会議で成立する見通し。

支援法改正案が成立した場合、一部を除いて2013年4月に施行され、法律名は「障害者総合支援法」に改められる。これまで身体障害者に限られていた「重度訪問介護」の対象を重度の知的障害者、精神障害者にも拡大する。支援の必要度を表す「障害程度区分」は「障害支援区分」に変更する。

優先調達法案は、障害者の自立を促すため、国などに対し障害者施設からの調達目標を定め、実績を公表するよう義務付けている。

「新計画にぬくもりを」 障害者政策委で首相

共同通信社 7月24日(火) 配信

政府は23日「障害者政策委員会」の初会合を官邸で開き、本年度末に期限を迎える障害者基本計画に代わる新たな計画策定に向けた議論を始めた。会合に出席した野田佳彦首相は新たな計画に関し「一人でも多くの方にぬくもりを感じてもらえるような内容に仕上げしてほしい」と求めた。

障害者政策委員会は、2011年8月の障害者基本法改正により今年5月に内閣府に設置された。障害者や学識経験者ら計30人で構成し、この日の会合で委員長に静岡県立大教授の石川准（いしかわ・じゅん）氏を選任した。

現在の03年度から10カ年の計画は、障害者の雇用・就業対策を強化する内容。来年度からの新たな計画は政策委員会の意見を踏まえて策定する。

8月に開く会合で総論的な議論を行った後、9月から11月にかけて複数の小委員会を設置し、具体

的な論点を検討する。政府は12月に開く政策委員会の会合で次期計画案を示し、政策委員会の意見を取り入れて年度内に計画をまとめる方針だ。

障害に配慮、費用負担も 企業の理解が鍵

大型Q & A「ニュース早分かり」障害者差別禁止法案

共同通信社 7月30日(月) 配信

政府は、来年の通常国会に障害者差別禁止法案を提出しようと準備を進めています。新たな負担が生じる可能性のある企業などの理解を得られるかが鍵となりそうです。

Q なぜいま法律をつくるのですか。

A 国連は2006年に障害者権利条約を採択しましたが、日本はまだ批准していません。批准には国内の法律を整える必要があり、国は11年7月に改正障害者基本法、12年6月に障害者総合支援法を成立させました。最後の大きな法整備として、差別禁止法が残っているのです。

Q どんな法律になるのでしょうか。

A 現在は政府の有識者会議が、法案の基になる提言を9月までにまとめるため議論しています。提言の素案は、差別の定義を(1)障害を理由に障害のない人と異なる取り扱いをする(2)平等な機会や待遇を確保するために必要な調整や配慮をしないとし、禁止します。差別した人や企業に対する罰則はありませんが、損害賠償を請求する場合の根拠法となる見通しです。

Q 課題は何ですか。

A 議論になりそうなのは「障害に配慮しないことが差別に当たる」と定める部分です。必要な配慮をするための費用は、配慮する側が負担します。

Q 「配慮」とは具体的には何ですか。

A 例えば、入り口に段差のある飲食店が、車いす利用者が入店できるようにスロープを設置することです。店に入れないのは障害者の問題ではなく、飲食店側が入店できるように環境を整える責任を負うこととなります。諸外国で運用されているケースをみると、「視覚障害者に対し、求めに応じて大きな文字で印刷された利用案内を提供する」「車いすの利用者が使用する机の高さを変更し、車いすを利用したままで仕事ができるようにする」ことなども「配慮」に該当します。

Q 店側や雇用主にお金が掛かることもあるのですね。

A そうです。ただ過度の負担は求めないようにする予定です。費用がかかりすぎる大幅な施設改修は求めません。どこからが過度な負担に当たるかはケースによってさまざまなので、政府がガイドラインを作成することになりそうです。法整備には費用を負担する側の理解が欠かせません。

Q 今後の段取りはどうなりますか。

A 差別禁止法案は内閣府がつくっています。ただこれとは別に厚生労働省では、雇用分野で事業主に対し、障害者への配慮を義務付ける法改正を検討するなど、差別禁止法案と他省庁が担当する分野との調整が必要です。具体的な中身が詰まるまでには時間がかかりそうです。

発達障害で求刑超え判決 「社会秩序維持のため」 姉殺害の男に懲役20年

共同通信社 7月31日(火) 配信

大阪市平野区の自宅で当時46歳の姉を刺殺したとして、殺人罪に問われた無職大東一広（おおひがし・かずひろ）被告（42）の裁判員裁判で、大阪地裁は30日、犯行に発達障害の影響があったと認めた上で「再犯の恐れがあり、刑務所収容が社会秩序維持に資する」として、求刑の懲役16年を上回る懲役20年の判決を言い渡した。

判決理由で河原俊也（かわはら・としや）裁判長は、約30年間引きこもり状態だった被告が姉に逆恨みを募らせた動機の形成などに先天的な広汎性発達障害の一種、アスペルガー症候群の影響があったと認定した。

その上で（1）十分に反省していない（2）親族が被告との同居を断り、社会内でアスペルガー症候群に対応できる受け皿が用意されていないの2点から再犯の恐れがあると指摘し、「許される限り長く刑務所に収容し内省を深めさせることが社会秩序の維持にも資する」と量刑理由を説明した。

弁護側は障害の影響で恨みの感情をコントロールできなかったとして保護観察付き執行猶予を求めたが、判決は「自分の意思で犯行に踏み切った」として、刑の減軽は考慮すべきではないと判断し、さらに検察官の求刑は軽すぎるとした。

弁護側は、閉廷後の取材に対し「鑑定人への尋問もあり発達障害への理解が得られると思ったが、主張が認められず遺憾だ。今後控訴を検討する」と話した。

判決によると、被告は引きこもり生活から抜け出したいという願いが実現しないのは姉のせいだと勝手に思い込み、恨みを強め、昨年7月25日昼、生活用品を自宅に届けに来た姉の腹や腕を包丁で何度も刺し殺害した。

日本発達障害ネットワークの市川宏伸（いちかわ・ひろのぶ）理事長は「アスペルガー症候群の人は反省していないのではなく、言われることが分かっているだけだ。裁判員の理解がないとこういう結果になりやすく、裁判員制度が始まるときに心配していたことが起こった」と批判した。

※アスペルガー症候群

社会性に困難のある「広汎性発達障害」の一種。一方的に話すなど相手とのコミュニケーションをうまく取れず、反省の態度を表現するのが難しいといった特徴がある。抽象的な思考が苦手、特定の題材に強い興味があるなどの面は自閉症と特徴が似ているが、言葉の発達に遅れはなく、知的レベルは高いとされる。厚生労働省によると、罪を犯しやすいという統計データはない。

懲役20年、差別的と批判 発達障害者の団体が声明

共同通信社 8月9日(木) 配信

発達障害の一種、アスペルガー症候群と認定した殺人事件の被告の男に、求刑を超える懲役20年を言い渡した7月30日の大阪地裁判決について、患者や支援者でつくる日本発達障害ネットワークなど3団体は9日までに、「障害に対する無理解と偏見があり、差別的な判決」などと批判する声明をそれぞれ発表した。

同ネットワークの声明は「反省する気持ちがあっても、うまく表現できない障害の特性を適切に検討していない」と指摘。罪を犯した発達障害者には「地域生活定着支援センター」などで専門的な対応が

可能になっており、支援やサービスに対する認識が不足しているとしている。

ほかに声明を出したのは日本自閉症協会と日本児童青年精神医学会。

判決によると、男は昨年7月、姉の腹などを包丁で刺して殺害。「十分に反省していない」「再犯の恐れがあり、刑務所収容が社会秩序維持に資する」などとしていた。

発達障害判決 厳罰より支援の拡充が大切だ（8月9日付・読売社説）

読売新聞 8月9日(木) 配信

発達障害の実情をどれだけ理解して厳罰を選択したのだろうか。

姉を刺殺した40歳代の男の裁判員裁判で、大阪地裁は、懲役16年の求刑を超える懲役20年の判決を言い渡した。被告を発達障害の一つのアスペルガー症候群と認定し、殺人罪の有期刑の上限を適用した。

「障害に対応できる受け皿が社会になく、再犯の恐れがある」というのが、判決の理由である。「許される限り長期間、刑務所に収容することが社会秩序の維持に資する」とも指摘した。

被告は小学5年の頃から自宅に引きこもり、それを姉のせいだと思い込んで恨みを募らせた。世話になった姉を刺殺するという犯行は、許されるものではない。

だが、障害を理由に重い刑を科し、刑務所に長く収監しておこうという考えは、短絡に過ぎよう。障害者への偏見を助長しかねない判決と言える。

被告の障害は事件後、検察側の精神鑑定で判明した。

脳機能障害が原因とされるアスペルガー症候群の人は、対人関係の構築が難しい。相手の心情をくんだり、自分の内面を表現したりするのが苦手だが、反社会的行動に直接結びつくわけではない。

裁判員に障害の特性を正しく理解してもらうために、裁判官は十分な対応をとったのか、首をかき上げざるを得ない。

判決が「被告は十分な反省に至っていない」と断じた点にも疑問が残る。深く反省していても、それをうまく表現できないアスペルガー症候群の特性を慎重に検討したうえでの判断だったのか。

障害者の「受け皿がない」という現状認識も、不可解だ。

2005年の発達障害者支援法施行後、全国に支援センターが設置され、相談に応じている。刑務所を出た障害者らの再犯を防ぐため、就労支援などを行う施設も開設された。

こうした援助の動きにも水を差す判決と言えるだろう。

障害者支援団体から「事実誤認と無理解に基づく判決」との批判が出ているのも、無理はない。

罪を犯した障害者を立ち直らせるには、福祉、医療、教育、労働の各施設が地域で連携を強化し、住居や就労などの支援体制をさらに拡充することが必要だ。

刑務所においても、発達障害に対応した矯正プログラムなどの整備を検討すべきではないか。

厳罰よりも、障害者への理解をさらに深め、社会全体で支えていく姿勢が何より大切である。